

埼玉の くらしと 社会保障

2017年2月1日発行 第250号(毎月1回発行)
発行 埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8
自治労連会館1階
電話048-865-0473 fax048-865-0483
(ホームページは「埼玉社保協」と検索下さい)

「最賃1500円になったら」「病院に行ける」の声が続々と 春闘と社会保障を結合しよう！

社会保障新春学習決起集会に120人



埼玉社保協主催の社会保障新春学習決起集会を1月27日埼玉教育会館で開催し、120人が参加しました。

都留文科大学名誉教授の後藤道夫氏に「困窮の急増大—社会保障改悪とどうたたかうか」のテーマでご講演を行なっていただきました。

講演では、最低賃金1500円を求めるエキタスの「#最低賃金1500円になったら」という呼びかけに、一番多かったのは「病院に行ける」というつぶやきだった。貧困による受診抑制がひろがっている現実の話から、貧困率、金融資産非保有率、困窮高齢者、受診困難状況、介護保険料の滞納、子育て困難、教育格差、世帯形成困難についてのデータを示して、貧困・生活困難の長期・持続的拡大（急激な変化—正規転換期と2009年以降）のリアルな報告をいただきました。続いて、2017年以降の社会保障改悪と安倍政権の社会保障改悪にふれ、社会保障費の財政圧縮に留まらず、健康・医療産業の競争力強化に主眼をおいたもうけのための制度転換が行われていることを明らかにしていただきました。その中で、生活保障上の自治体責任の比重拡大と住民生活保障の部分的進展について、子ども医療費助成制度の拡充などを例にお話いただきました。最後に、「社会保障は国の責任である」ことを求めていく運動の重要性

を訴えられました。

講演後に川嶋事務局長からの当面の活動についての行動提起と新座社保協の朝妻事務局長から、「新座市のガン検診の有料化をはじめとする66事業のサービス切り下げに反対し、9割の福祉サービスを守った報告」、医労連の保土田執行委員から、「熊谷と久喜にあるJA厚生連病院の譲渡問題で、地域医療を守る住民と労働組合の取組」、埼玉土建の武山中執行委員から「建設労働者の賃金改善と公契約運動、アスベスト裁判、憲法改悪阻止」について決意表明が行なわれました。地域と職場から、春闘と社会保障を結合して、県民のいのちを守る大運動を前進させる決意を固める集会となりました。

(埼玉労連 舟橋 初恵)

くらしの最低保障引下げにNO！ 生活保護基準引下げ違憲訴訟

1月25日に第9回口頭弁論が行なわれ、今回は全日本民医連の生活保護世帯実態調査の結果などにより切り詰めた生活を強いられている実態を明らかにしました。傍聴席は満席となり、裁判後の集会には約200人の支援者が集まりました。

次回 第10回口頭弁論 5月17日(水)

教員アスベスト訴訟の舞台が東京高裁に

第1回控訴審が12月7日に行なわれました。裁判長の姿勢が前向きで、双方に新たな資料提出を求める展開となり、今回は双方が書面を提出して審理します。支援する会では多くの傍聴を呼びかけています。

今回は2月8日(水)、集合9時30分高裁門前、開廷は10時30分から

権利としての社会保障を守り発展させよう 越谷市社保協が学習会と総会を開催



12月11日、越谷社保協は、講演会と第9回総会を開催しました。講演会には50名、総会には35名が参加しました。

第一部は、芝田英昭氏(立教大教授)を講師に「権利としての社会保障を守り発展させる」と題しての講演会でした。憲法25条第一項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という文言が謳われた背景、医療、介護、年金、生活保護など社会保障の改悪内容、格差の拡大と社会保障財源問題など講演はつづき、社会保障の充実を図るためには、所得税の累進強化、社会保障負担の逆進性の是正による税制の仕組みをつくる必要性があることを強調して講演は終わりました。北欧諸国と日本の消費税の比較、消費税の問題点、日本の企業の負担問題、どうしたら社会保障改悪を阻止できるかなど質問がだされました。「よく理解できた」と感想がよせられた講演でした。

第9回総会は、情勢、一年間の活動報告、次期一年間の活動方針、決算、会計監査、予算、会則の一部変更について提案し、質疑討論を行いました。総括と方針にふれて、市への要求～銭湯の取り組み、高齢者の買い物問題、なんでも電話相談をもっとやるべき、他団体との協働した取り組み～報告や懇談、連携の強化、他市での国保税滞納者への強制徴収問題、会則は組織を表すもの、全国組織と行政との関係から「よくする会はどうか」など会則の改定案に対する意見など、出されました。討論の結果、議案は拍手で承認されました。総会参加者、活動への参加を多くするために、個人会員の拡大強化、事務局体制の強化が必要です。この点を反省して今後の取り組み強化を図っていきたいと思います。

(越谷市社会保障推進協議会 会長 斉藤 裕)

「介護保険制度見直し案」「国保広域化」に不安の声が 入間西部社会保障をよくする会が学習会

1月21日、坂戸駅前集会施設にて、「どうなる?これからの医療・介護」と題して学習会を開き20人の参加がありました。講師の埼玉社保協事務局長川嶋芳男氏より、昨年の参議院選挙以降、厚労省で医療・介護を一体的に改悪する具体化作業が異例の早さで行われ、2017年の予算編成や法令改正の準備が進み介護保険法案改正案が2月に国会へ提出されてしまうと国会情勢を説明され、反対の声を大きくする運動が求められているとの話に参加者は大きくうなずいていました。

医療保険制度の見直し案概要では、高額療養費の限度額の引き上げ案について現行では入院、外来と別々に限度額があるが変更後は共通になり自己負担額が上がってしまうこと、介護保険制度見直し案概要では、2015年8月から利用料が2割負担になり、見直し後は現役並みの所得者は3割負担になってしまうと説明され参加者からは不安の声があがりました。

そして、国保の県単位化した時の国保税試算について説明があり、坂戸市は、15年度1億円、16年度3億5千万を法定外繰り入れがされており、県単位化になると国保税の大幅な引き上げになることに驚きと不安の声があがりました。

参加者からの意見では、「12年前に妻を亡くした。要介護3だったが受け入れ先がなくてその1週間後に亡くなってしまった。介護保険は、助け合いの制度なのに助けて貰えなかった」「国保税が高すぎて払えない。高額療養費は滞納していると使えない」など、参加者から切実に語られました。

加盟団体だけでなく入間西部社保協が個人の声をはりひろい大きな運動にしていくことが改めて求められていることを実感できた学習会となりました。



(入間西部社会保障をよくする会
事務局長 佐藤 宏紀)

学びを深めて行動しなければと再確認

熊谷地域の医療を良くする会が市民学習会



1月15日、熊谷地域の医療を良くする会が熊谷市内で行った市民学習会「いま、医療が危ない！」に参加しました。この学習会は、1年前1月14日の埼玉新聞に「JA埼玉厚生連が熊谷総合病院と久喜総合病院を民間法人へ経営譲渡する」と報じられたことを契機に市民や労働組合、医療関係者などがつくった良くする会が企画したものです。

80年以上も救急医療を担ってきた熊谷総合病院が経営譲渡された理由は、医師不足を主要因とする経営困難です。講演をした本田宏医師は、医師過剰論と医療費亡国論という社会保障切り捨ての論理に対してOECD諸国の医師数や医療費などを示し、日本の医師数や社会保障費が欧米諸国の中でも非常に少ない事実を明らかにされました。本田先生は政府発表をそのまま報じるようなマスコミ報道の問題点も指摘し、市民一人ひとりが根拠を調べて確認し、考え判断する大切さを何度も強調されました。

熊谷と久喜の両病院には、私も所属する埼玉医労連加盟の埼玉厚生連労働組合の仲間が600人以上働いていたのですが、この1年間は労働者の雇用と労働条件を守る上で大変な苦勞をしています。私たち医療・福祉に働く労働者は、学びを深めて生活する地域に根ざして行動しなければならないと再確認する機会になりました。

当日は今季最高の寒波で非常に寒かったのですが、本田先生のお話はいつものダジャレ連発で会場を凍らせることなく、参加者みんなが楽しく学べ企画になりました。

(埼玉医労連 執行委員 保土田 毅)

来年4月からの国保税、大幅値上げの試算を県が公表 「払える保険税に」国保税のしくみを学び、自治体へ要請しましょう

自営や農家の方などが加入する国民健康保険が来年4月から変わります。政府が新たに3400億円の財政支援を行ない、県が財政運営を担当するしくみとなります。県は市町村から納付金を集めて医療費の支払いに備えます。この納付金は、市町村の所得水準や医療費水準などによって増減があり、現行の拠出水準と比較すると、11~17%の軽減になる例と、7~11%増加することになる自治体に分かれています。



一方で、保険税はどうなるのか、国の指針に沿って試算した結果が公表されました。これによると、都道府県化することで国保の財政が安定するかのようと思われる、これまでの高すぎる国保税が「払える国保税」に引下げられるのではないかと期待する向きもありましたが、すべての市町村が値上げという結果です。増加率は105%から最大176%、平均で31%増となります。

納付金は来年(2018年)1月に市町村に示され、市町村は借金してでも全額納付しなければなりません。しかし、保険税は県から標準保険税率が示されますが、あくまでも参考であり、市町村が決定します。これを決定する時期は来年(2018年)の3月の議会です。

いつから運動を強めるか？今からです。「今年(2017年度)から少しずつ値上げしておこう」という考えもあります。まもなく3月議会がはじまります。国保税率は、今後は毎年改定する可能性もあります。これも念頭に運動をすすめてまいりましょう。

いつから運動を強めるか？今からです。「今年(2017年度)から少しずつ値上げしておこう」という考えもあります。まもなく3月議会がはじまります。国保税率は、今後は毎年改定する可能性もあります。これも念頭に運動をすすめてまいりましょう。

(埼玉社保協事務局長 川嶋 芳男)

「通所・訪問サービスは現行どおり」を再確認

～一方、ボランティアまかせと

事業者報酬単価2割カットなどを計画

さいたま市社保協が市と懇談

介護保険の要支援者を保険から除外し、ボランティアに肩代りさせる「新総合事業」4月開始と



という切迫した状況下で、さいたま市社保協は1月20日、さいたま市と懇談会を開催、市民不在の事業計画をたきました。

市の計画はつぎのとおり。通所と訪問サービスの最も重要な初期支援を、①ボランティア・無資格者にまかせ、利用料を8割に、②訪問サービスに欠かせないサービス提供責任者の常勤取りやめと減員、事務室と相談室を一つに縮小、事業者報酬単価2割カット。デイサービスに欠かせない生活相談員と介護職の配置を外し、機能訓練指導員を交流サービス除外、事業者報酬単価を2割カット、③区役所高齢介護課窓口で介護認定申請受付を優先するが「チェックリスト」を利用者に書かせ、ボランティア支援への誘導を図る。

市社保協は、16年8月「現行相当サービスは維持する」と市が回答したことを重視し、回答と矛盾した市の住民不在の計画を批判。市は明確な対応ができず、「現・新要支援者の現行相当サービスは維持する」と再確認しました。

さいたま市の「新総合事業」は、現行維持のサービスか、市民不在のボランティアサービスか、の分岐点に立っています。市社保協は「現行相当サービスのみの新総合事業」を要求し、市民とともに活動していきます。

この懇談会では、国保一元化と保険料問題、強制的債権回収問題を合わせて追求しました。

(さいたま市社会保障推進協議会
副会長 依田博之)

親や施設職員から次々と切実な訴え

県障害者支援課と懇談

1月25日に県議会会議室で、「埼玉暮らしの場を考える会」として、県障害者支援課と施設整備や人材確保問題で懇談しました。

「自閉の息子は成人期で不安定になり暴力が出たり、昼夜が逆転の生活だ。父親も早期退職で対応したが限界。でも、ショートステイという形。」

「ある施設では職員の専門性低下で、問題を起こしたら即、入所契約解除のケースも」「職員配置ができないため研修にも出れない」「会議に欠席、あれっと思ったら、母親がくも膜下出血で倒れる。緊急が日常茶飯事になっている」「インフルエンザが流行って、グループホーム職員は24時間対応。人手が無く、熱心な職員が心配」「我が子だけでなく親の介護も加わり、身が持たない。ぜひ入所施設を」「家族の高齢化、利用者の高齢化で、暮らしの場と人材は待たなし」「さらに困っている人は、声も出せない」等、親や職員から次々と訴えが続ききました。

後半では「県営住宅UR等の活用など県の努力はある。入所施設待機者1,400人をどう解決するのか。色々なアイデアを出し、打って出る時」

「国の補助金が出なくても、県単独補助を」「待機者を希望者などと言い換えない本気度を」と訴えました。

県は、「直接、話を聞いて有意義」「新しい職員研修をあらたに取り組む」「できることから手を付けて行きたい」と答えました。同席した日本共産党県議から「行政として本気で、努力すれば、県としてもやれることは相当あるはず。実態調査も含め取り組んでほしい」と発言がありました。

(障埼連事務局長 若山 孝之)



埼玉社保協 第111回運営委員会 開催のお知らせ

日時 3月3日(金) 14時

会場 自治労連会館3F

協議事項 キャラバン実施に向けて など